

小千谷市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、小千谷市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共基準点」とは、都市再生街区基本調査によって設置された街区三角点、節点及び街区多角点、節点並びに国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づく地籍調査によって設置した地籍図根三角点及び地籍図根多角点及び地籍図根細部多角点をいう。

2 前項のうち、街区三角点及び地籍図根三角点は2級相当公共基準点、街区三角点節点、街区多角点及び地籍図根多角点は3級相当公共基準点、街区多角点節点及び地籍図根細部多角点は4級相当公共基準点をいう。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）による使用承認を受けるものとする。また、使用後は公共基準点使用報告書（様式第3号）により市長に使用結果を報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地積測量図作成のための測量に関し、土地家屋調査士会は、公共基準点使用に係る包括承認申請書（様式第1号の2）により市長に申請し、公共基準点使用包括承認書（様式第2号の2）による使用承認を受けることができるものとする。また、公共基準点を使用した当該土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、承認書記載期日までに公共基準点使用報告書（様式第3号の2）により使用結果を市長に報告するものとする。

3 第1項の規定による使用承認を受けた者が公共基準点を使用するときは公共基準点使用承認書を、第2項の規定による使用包括承認を受けた土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士が公共基準点を使用するときは当該土地家屋調査士会員の証を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第4条 掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、届出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図又は市長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) しゅん工写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）

(2) 公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合、工事施工者は、公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、公共基準点復旧承認書（様式第7号）による承認を受けなければならない。

(一時撤去及び移転)

第5条 工事施工者（公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く。）が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）により市長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号）による承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（公共基準及び公共基準点周辺が確認できるもの）

(3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、前2項を準用する。

（機能回復の施工者）

第7条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があった場合は、この限りではない。

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき小千谷市が行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と市長との協議のうえ、施工者を決定するものとする。

（設置工事）

第8条 工事施工者等は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は、既設のものを再度使用するものとする。

3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 工事施工者は、設置工事がしゅん工したときには、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修し、再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第9条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用の負担は、その原因者が負担するものとする。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求に係るものは、この限りではない。

（廃点）

第10条 第5条第3項の規定による請求があった場合、又は、公共基準点の滅失や異状を確認した場合は、市長の判断により公共基準点を廃点することができる。

2 前項の規定により廃点した場合、建設課長は、廃点内容を公共基準点廃点報告書（様式第12号）に記載するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者 住所
氏名

小千谷市公共基準点管理保全要綱第 3 条第 1 項の規定により、小千谷市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測 量 地 域		
使用する公共基準点	計 点	
測 量 方 法		
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

様式第1号の2（第3条関係）

公共基準点使用に係る包括承認申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者

土地家屋調査士会

会長

小千谷市公共基準点管理保全要綱第3条第2項の規定により、小千谷市公共基準点の使用について、下記のとおり包括承認を申請します。

使用目的	地積測量図作成のための測量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測量地域		
使用する公共基準点	計 点	
測量方法		
申請者	名称	土地家屋調査士会
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業担当者氏名	申請する土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代える。	
備考		

様式第2号（第3条関係）

公共基準点使用承認書

様

年 月 日に申請のありました小千谷市公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
測量地域		
使用する公共基準点		計 点
測量方法		
測量 作業 機関	名称	
	担当者	
	所在地	TEL

承認条件

1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。
2. 使用終了後は、報告書を提出すること。

承認番号 号

年 月 日

小千谷市長

様式第2号の2（第3条関係）

公共基準点使用包括承認書

土地家屋調査士会

会長

様

年 月 日に申請のありました小千谷市公共基準点の使用の包括承認申請について、下記のとおり承認します。

使用目的	地積測量図作成のための測量		
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
測量地域			
使用する公共基準点	計 点		
測量方法			
申請者	名称	土地家屋調査士会	
	代表者氏名		
	所在地	TEL	

承認条件

1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。
2. 使用終了後は、報告書を提出すること。

承認番号 号

年 月 日

小千谷市長

様式第2号別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名や作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。
ただし、管理者から指定された場合は、それに従うこと。
- 3 作業者は、公共基準点を使用するときに使用承認書を常時携行すること。
- 4 公共基準点の使用にあたっては、公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書に次の書類を添付し、基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第3号（第3条関係）

公共基準点使用報告書

年 月 日

小千谷市長 あて

報告者 住 所
名 称
担当者

小千谷市公共基準点の使用結果を、下記のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
測量地域			
使用した公共基準点	計 点		
使用承認番号	第 号		
測 量 作 業 機 関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
使用結果 (精 度)	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)		

様式第3号の2（第3条関係）

年 月 日

小千谷市長 あて

測量作業担当者

土地家屋調査士会所属

登録番号 第 号

住 所

氏 名 土地家屋調査士

公共基準点使用報告書

小千谷市公共基準点の使用について、別紙のとおり報告します。

様式第4号（第4条関係）

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

小千谷市長 あて

届出者 住所
氏名

小千谷市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		小千谷市 番地先
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
工 事 概 要		計 点
公共基準点番号		
占 用 企 業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面		1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他

様式第5号（第4条関係）

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

小千谷市長 あて

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日に届け出た、公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		小千谷市 番地先
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
公共基準点番号		
公共基準点の状況		(1) 測量標のき損状態：
		(2) 構造物のき損状態：
		(3) その他：
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面		1 しゅん工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

様式第6号（第4条関係）

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者 住所
氏名

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、小千谷市公共基準点管理保全要綱第4条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復 旧 理 由	
復 旧 内 容	
復 旧 場 所	小千谷市 番地先
復旧する公共基準点	計 点
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
復 旧 工 事 請 負 者	名 称
	代表者氏名
	所 在 地 TEL
備 考	

様式第7号（第4条関係）

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項	
復旧内容	
復旧場所	小千谷市 番地先
復旧する公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする

承認条件

- 1 測量標設置は、小千谷市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 支給材が必要な場合は、建設課へ連絡してください。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、小千谷市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに小千谷市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て建設課と協議してください。

承認番号 号

年 月 日

小千谷市長

様式第8号（第5条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者 住所
氏名

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、小千谷市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時撤去・移転理由	
工 事 件 名	
工 事 場 所	小千谷市 番地先
一時撤去・移転する 公共基準点	
移転する場合の 移転候補地	小千谷市 番地先
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 請 負 者	名 称
	担 当 者
	所 在 地 TEL
添 付 図 面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他
備 考	※現況状況等を記載する。

様式第9号（第5条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 号
年 月 日

様

小千谷市長

年 月 日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、
次のとおり承認します。

承認事項	
移 転 先	小千谷市 番地先
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点	
完 了 期 限	年 月 日とする

承認条件

- 1 再設置位置については協議が必要なため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、小千谷市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、小千谷市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに小千谷市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに建設課に連絡してください。

様式第10号（第5条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

小千谷市長 あて

請求者 住所
氏名

公共基準点管理保全要綱第5条第3項の規定により、小千谷市公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	小千谷市 番地先
一時撤去・移転する公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備考	

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

公共基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

小千谷市長 あて

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日 第 号で承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転）
について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		小千谷市 番地先
設置工事しゅん工日		年 月 日
設置公共基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面		1 しゅん工写真 2 その他

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

小千谷市長 様

建設課長

公共基準点廃点報告書

小千谷市公共基準点の廃点記録について、別紙のとおり報告します。

